

土木設計業務等変更ガイドライン 補足資料

令和元年8月
国土交通省
四国地方整備局
企画部

目次

はじめに	1
1. 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント	2
1) 「設計図書の誤謬・脱漏がある場合」の設計変更	2
変更事例1	2
設計変更のポイント	2
2) 「設計図書の表示が明確でない場合」の設計変更	3
変更事例2	3
設計変更のポイント	4
3) 「設計図書の履行条件相違（条件決定の遅れ）」の設計変更	5
変更事例3	5
変更事例4	5
設計変更のポイント	6
4) 「業務の中止」の設計変更	7
変更事例5	7
設計変更のポイント	7
2. 適切に設計図書を変更するために	8

はじめに

本資料は、「土木設計業務等変更ガイドライン（四国地方整備局平成27年4月）」を
もとに、円滑な設計変更判断・手続きがなされるよう、その内容理解を促す補足資料
として作成しました。

土木設計業務等変更ガイドラインで示された契約書第19条「条件変更等」等に
ついて、変更手続き上、重要な事項、判断に迷う事項について、「変更事例、受発注者
の対応」「設計変更の要点」を示したものです。

本資料の構成は、「設計図書の脱漏、設計図書の表示が不明確、設計図書の履行条件
相違（条件決定の遅れ）、業務の中止」の順に、設計変更事例を記載しています。

なお、ここに記述されている事例については、本来なら設計変更すべきと思われる案
件を掲載しました。しかし設計変更の判断は、必ずしも全ての受・発注者共通の認識に
基づくものではないことを、ご理解いただくとともに、今後の状況を踏まえ適宜加除改
訂を行います。

1. 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント

1) 「設計図書の誤謬・脱漏がある場合」の設計変更
土木設計変更ガイドラインの関連箇所（ページ5）

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続（契約書第19条第1項第二号）

設計変更となった事例1 設計図書の内容に脱漏がある場合

道路詳細設計において、一部、交差する道路が2車線以上となっていたが「平面交差点詳細設計」が含まれていなかった。

<受注者の対応>

◆設計図書の脱漏発見

契約書第19条第1項第二号

- ・受注者は、設計図書の脱漏「平面交差点詳細設計」が必要であることを直ちに発注者に通知する。



<発注者の対応>

◆調査の実施、調査結果通知

契約書第19条第2、3項

- ・受発注者は、打合せ等で、不足する設計項目「平面交差点詳細設計」の必要性について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

◆設計図書変更、契約金額の変更

契約書第19条第4、5項、契約書第26条

- ・発注者は、「平面交差点詳細設計」について、設計図書（特記仕様書等）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計項目追加に伴う委託料の変更手続きを行う。

設計変更の要点 当初設計図書の脱漏

◆条件明示チェックシートの活用

※チェックシート作成対象の詳細設計業務の場合

- ・受発注者は、設計項目、設計条件に関する確認は、設計図書・貸与資料に加えて、条件明示チェックシートを用いて確認する必要がある。

◆設計図書の脱漏の類似例

- ・構造物の基礎工検討、構造物の付帯施設検討 等の設計項目の脱漏。

2) 「設計図書の表示が明確でない場合」の設計変更
土木設計変更ガイドラインの関連箇所（ページ6）

2.土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続（契約書第19条第1項第三号）

設計変更となった事例2 設計図書の表示が明確でない場合

築堤護岸詳細設計において、設計延長は明記されていたが、起終点の明示が無く隣接工区との境界位置が、地先地名の不明確な表現となっており、正確な設計区間を確認できなかった。

＜受注者の対応＞

◆設計図書の脱漏発見

契約書第19条第1項第三号

- ・受注者は、設計図書の表示が明確でないこと「隣接工区との設計境界位置が不明」を直ちに発注者に通知する。



＜発注者の対応＞

◆調査の実施、調査結果通知

契約書第19条第2、3項

- ・受発注者は、打合せ等で、「隣接工区との設計境界位置の明確化、それに伴う設計延長の増減」について、調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

◆設計図書変更、契約金額の変更 契約書第19条第4、5項、契約書第26条

- ・発注者は、「設計起終点位置を測点で明示するとともに、それに伴う延長の変更」について設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計延長変更に伴う契約金額の変更手続きを行う。

設計変更の要点 設計図書の表示が明確でない

- ◆**条件明示チェックシートの活用** ※チェックシート作成対象の詳細設計業務の場合
 - ・受発注者は、設計項目、設計条件に関する確認は、設計図書・貸与資料に加えて、条件明示チェックシートを活用して行う。

- ◆**設計図書の内容が明確でない類似例**
 - ・設計箇所、設計区間の位置が明確でない。
 - ・道路規格・道路幅員・交通区分設計条件が明確でない。
 - ・同時進行中の他業務成果が検討に必要なだが、貸与時期が明確でない。

- ※ **契約前の注意点 業務内容の明確化**
 - ・発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、設計業務内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。
 - (事例)
 - 「〇〇計画」や「〇〇検討」の一式計上の場合、「対象箇所数、対象延長、検討断面数、比較検討ケース数、作成図面内容、数量計算、概算工事費算定の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合に適正な設計変更が出来る。
 - ・受注者は「土木設計業務等変更ガイドライン」(P.3)に示されているように、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問することが重要であり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。
 - ・受発注者は、設計図書(特記仕様書等)の訂正または変更を行い、契約変更協議、設計延長変更に伴う契約金額の変更手続きを行う。

3) 「設計図書の履行条件相違（条件決定の遅れ）」の設計変更
土木設計変更ガイドラインの関連箇所（ページ 7）

2.土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手續(契約書第19条第1項第四号)

設計変更となった事例 3 関連する調査・設計業務の遅れ

橋梁詳細設計において、関連する地質調査業務の遅れによって、基本条件決定が遅れ、履行期間内の作業完了が困難となった。

＜受注者の対応＞

◆履行条件の相違発見

契約書第19条第1項第四号

- ・受注者は、履行条件の相違「地質条件の明示が遅れたこと」から、履行期間の延期が必要であることを直ちに発注者に通知する。

＜発注者の対応＞

◆調査の実施、調査結果通知

契約書第19条第2、3項

- ・受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた橋梁設計の履行期間」について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

◆設計図書変更、履行期間の変更 契約書第19条第4、5項、第25条

- ・発注者は、「履行期間」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ履行期間の変更手続きを行う。

設計変更となった事例 4 関係機関協議の遅れ

橋梁詳細設計の設計条件について河川管理者と協議を行ったところ、河道計画が見直されることとなり、改めて予備設計レベルの検討と関係機関協議が必要となった。その結果、検討作業が追加され、履行期間の作業完了が困難となった。

＜受注者の対応＞

◆履行条件の相違発見

契約書第19条第1項第四号

- ・受注者は、履行条件の相違「関係期間協議の結果、新たに期間を要する検討作業が発生したこと」から、履行期間の延期が必要であることを直ちに発注者に通知する。

＜発注者の対応＞

◆調査の実施、調査結果通知

契約書第19条第2、3項

- ・受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、追加の検討作業時期を踏まえた橋梁詳細設計の履行期間」について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

◆設計図書変更、履行期間の変更 契約書第19条第4、5項、第25条

- ・発注者は、「履行期間」について、設計図書（特記仕様書等）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ履行期間の変更手続きを行う。

設計変更の要点 条件の遅れ

◆同時進行する調査・設計業務に注意

- ・設計業務と同時進行で、設計条件と関連のある別途業務が実施される場合がある。
- ・受注者は、同時進行する関連業務状況を発注者に確認しながら業務を進め、遅れが生じる場合は設計変更の協議を行う。

◆業務スケジュール管理表の活用

- ・受注者は、設計条件確認時期とそれに基づく設計作業工程の関係を整理し、適正な延期期間の根拠資料を作成するため、業務スケジュール管理表を活用する。

◆年度を繰り越す履行期間の変更

- ・発注者は、履行期間延期が年度内に収まらないと判断される場合は、年度を繰り越す履行期間の変更を行う。

◆調査・設計業務の条件決定の遅れが生じる類似例

- ・設計条件に関連する調査業務「測量、地質調査、交通量調査、地下埋設物調査等」の遅れ。
- ・設計条件に関連する設計業務「予備設計成果、隣接工区の設計成果で条件・方針の整合を図る必要のあるもの等」の遅れ。

◆関係機関協議の遅れが生じる類似例

- ・公安委員会との調整による遅れ。
- ・河川管理者、道路管理者、公園管理者、砂防実施者、治山施設実施者との調整による遅れ。
- ・公益事業者（電気、ガス、上下水道、通信等）、鉄道事業者との調整による遅れ。
- ・地元住民（自治会含む）との調整による遅れ。
- ・農水関係組合、漁港、土地改良区との調整による遅れ。

4) 「業務の中止」の設計変更
土木設計変更ガイドラインの関連箇所（ページ8）

2.土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(4) 業務の中止の手續(契約書第21条、共通仕様書第1124条)

変更事例5 大規模災害対応による一時中止

平成30年7月豪雨による災害復旧対応について、災害復旧関連業務を優先的に実施する必要があるため、受注していた河川横断測量の業務の一時中止を行った。

<発注者の対応>

◆業務一時中止の通知 契約書第21条

- ・発注者は、打合せ等で、災害復旧対応の状況や受注者の意向を把握し、結果を受注者に通知する。

◆設計図書変更、履行期間の変更 契約書第21条第3項

- ・発注者は、「履行期間」について、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ履行期間の変更手続きを行う。

設計変更の要点 業務の中止

◆受注業務によらない業務の中止

- ・大規模災害の対応等、受注した業務に直接的に関係のない事象によっても業務中止を行う場合がある。

◆業務の中止の類似例

- ・関係機関協議に伴う条件決定の遅れによる業務中止

2. 適切に設計図書等を変更するために

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）」の基本理念に「請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期を定める公正な契約を締結」が示されています。

また、発注者等の責務に「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。」が規定されています。

発注者は、業務進捗の遅れ、現地条件・業務内容の相違及び業務実施の手戻りをなくし、適切な設計条件の明示と条件変更時の設計変更がなされるよう、以下について留意して業務を遂行してください。

【業務遂行時に留意していくこと】

- 1) 業務の発注前までに、設計図書に記載必要な与条件を確定させ、適切な工期を設定する。
- 2) 設計条件について条件明示チェックシートを活用する等、受発注者は、初回打合せ等の業務着手時に情報共有する。
- 3) 受発注間の密接に連絡をとりあい情報を共有する。
- 4) 受注者からの疑義に対しては、ワンデーレスポンスを実施する。
- 5) 設計条件の確認、施工上の留意点等を把握するため合同現地踏査を実施する。
- 6) 業務スケジュール管理表の活用により受発注者間で業務の進捗状況を情報共有する。
- 7) 「ウィークリー・スタンス実施要領」に基づく業務遂行等、業務環境改善に努める。